

平成29～32年度
競争参加資格申請書
作成の手引き
【測量・建設コンサルタント等】

阪神高速道路株式会社



目 次

第1編 平成29～32年度競争参加資格の申請に係る留意点

1 . インターネット受付について	1
2 . 持参による申請の廃止	1
3 . 平成29～32年度競争参加資格の有効期間について	1
4 . 総合点数の付与の廃止について	1
5 . 有資格者名簿のホームページ掲載について	1
6 . その他	2

第2編 平成29～32年度競争参加資格について

1 . 平成29～32年度競争参加資格について	3
2 . 平成29～32年度競争参加資格の認定ができない方（欠格要件）	3
3 . 平成29～32年度競争参加資格の随時受付にかかる審査申請・認定スケジュール	5
4 . 業種	6
5 . 提出書類	7
6 . 提出書類の記載要領	8
7 . 有資格者の認定について	12
8 . 申請書類記載情報の取り扱い	13

第3編 お問い合わせ先について

第4編 【参考】提出書類の記入方法等

第1編 平成29～32年度競争参加資格の申請に係る留意点

1. インターネット受付について

定期受付による申請は、インターネット一元受付（注）をご利用ください。

なお、インターネット一元受付による申請が困難な場合のみ、郵送による競争参加資格審査申請書類の受付をします。その場合、インターネット一元受付による申請と、郵送による申請の重複がないかを必ずご確認のうえ、郵送してください。（例：本店（インターネット）と支店（郵送）との重複申請等）

注 国土交通省インターネット一元受付専用ホームページ

URL <http://www.pqrc.mlit.go.jp/>

開設期間：平成28年11月1日（火）～平成29年1月13日（金）

2. 持参による申請の廃止

持参による申請は受付いたしません。郵送により申請してください。また、申請書類等の送達に関するお問い合わせには応じかねますので、送達の確認が必要な場合は、追跡が可能な郵便を利用してください。

3. 平成29～32年度競争参加資格の有効期間について

従来2年間としていた競争参加資格の有効期間を4年間に見直したため、平成30・31年度競争参加資格のインターネット一元受付は行いません。（詳細については第2編3平成29～32年度競争参加資格の隨時受付にかかる審査申請・認定スケジュールをご参照ください。）

新規に競争参加資格申請を希望される方の平成29～32年度競争参加資格の有効期間は平成33年3月31日までです。競争参加資格の取下げ等、登録内容に変更が生じた場合は、隨時に受付を行いますので、下記記載の弊社ホームページをご覧いただくな、第3編お問い合わせ先までご連絡ください。

URL <http://www.hanshin-exp.co.jp/company/nyusatsu/compe/>

4. 総合点数の付与の廃止について

公募型競争入札方式の標準化に伴い、総合点数の付与を廃止します。

5. 有資格者名簿のホームページ掲載について

資格認定通知書の発行及び通知は行っておりません。有資格者の登録状況は、H29年4月以降に弊社ホームページに掲載する『平成29～32年度競争参加有資格者名簿』によりご確認ください。

6 . その他

- ・消せるペン等の筆記具は使用しないでください。
- ・提出書類は原寸大でお願いします。(ページ割付 2 in 1 は不可)
- ・申請書類は日本語で記入してください。外国語を使用した書類がある場合には、日本語による訳文を添付してください。
- ・受領証の返送は行っておりません。

第2編 平成29～32年度競争参加資格について

1. 平成29～32年度競争参加資格について

平成29～32年度において、弊社が発注する測量・コンサルタント業務等の入札手続きに参加を希望される方は、あらかじめ『平成29～32年度競争参加資格』の有資格者認定を受けていることが必要です。

2. 平成29～32年度競争参加資格の認定ができない方（欠格要件）

阪神高速道路株式会社契約規則第6条の規定に該当する方は、資格の認定を受けることができません。

（競争参加不適格者）

第6条 契約責任者は、次の各号のいずれかに該当する者を競争に参加させないものとすることができます。

- 一 制限行為能力者（契約の締結及び履行のために法定代理人、保佐人又は補助人の同意を得ている者を除く。）
- 二 破産者で復権を得ない者
- 三 建設業法その他の法令の規定により許可等を必要とする営業である場合において、その許可等を有しない者
- 四 次のいずれかに該当すると認められる者のうち、該当する事実があった後3年を経過しない者（これを代理人、支配人その他の使用人として使用する者を含む。）
 - イ 契約の履行に当たり故意に履行を粗雑にし、又は材料若しくは物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
 - ロ 公正な競争の執行を妨げた者、公正な価格を害した者又は不正の利益を得るために連合した者
 - ハ 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者
- 二 監督又は検査の実施に当たり、社員（会社の使用人をいう。以下同じ。）の職務の執行を妨げた者
- ホ 正当な理由なしに、契約を履行しなかった者
 - ヘ イからホまでのいずれかに該当する事実があった後3年を経過しない者を、契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用した者
- 五 前号の規定に該当する者を入札又は見積りの代理人として使用する者
- 六 経営状態が著しく不健全であると認められる者
- 七 競争参加資格に関する審査申請書（添付書類又は資格審査申請用データを含む。）の重要な事項について虚偽の記載をし、又は重要な事実について記載を

しなかった者

- 八 阪神高速道路株式会社暴力団等排除措置規則（平成21年阪神高速規則第3号）に基づく入札等除外措置を受けている者又は同規則別表に掲げる措置要件のいずれかに該当する者
- 九 法令の規定に違反して営業を行った者

3. 平成29～32年度競争参加資格にかかる審査申請・認定スケジュール

『平成29～32年度競争参加資格』では、平成29年4月1日に認定を行う『定期受付』と、平成29年5月1日以降隨時に認定を行う『隨時受付』を実施します。

	定期受付		郵送申請
	インターネット申請	郵送申請	
H28.11.1	入力プログラムのダウンロード開始 パスワード申込受付開始		
H28.12.1	インターネット申請受付開始	郵送受付開始	
H28.12.28	パスワード申込受付終了		
H29.1.13	インターネット申請受付終了		
H29.1.31		郵送申請受付終了 (1/31当日消印有効)	
H29.2.1			郵送申請受付開始 H29.2.1～H29.4.24までの受付分は、H29.5.1認定(予定)
H29.4.1	競争参加資格認定(予定)		以降、毎月1日(土・日・祝日及び年始については翌営業日) 認定とし、受付締切は認定日の5営業日前
H29.5.1			競争参加資格認定(予定)
H33.2.22			受付終了(予定)
H33.3.31			平成29～32年度競争参加資格の有効期限

(1) 定期受付(4年に1回実施)

インターネット方式

インターネット一元受付の申請方法については、国土交通省ホームページをご覧ください。<http://www.mlit.go.jp/chotatsu/shikakushinsa/index.html>

文書郵送方式

申請書類は郵送にて提出してください。

申請書類等の受領に関するお問い合わせには応じかねます。受領の確認が必要な場合は、書留など追跡が可能な郵便を利用してください。

また受領証の返送はいたしません。返信用封筒・葉書は破棄させていただきますので、あらかじめご了承ください。

受付期間 : 平成28年12月1日(木)～平成29年1月31日(火)
(消印有効)

提出(郵送)先 : 〒541-0056 大阪市中央区久太郎町4-1-3

阪神高速道路株式会社 経理部契約課

(2) 隨時受付（定期受付終了後（平成29年2月1日以降）随時実施）

申請書類は、郵送により提出してください。

提出書類、記載内容に不備等があった場合は、申請書類の受理はできませんので十分ご注意ください。

申請書類等の受領に関するお問い合わせには応じかねます。受領の確認が必要な場合は、書留等の追跡が可能な郵便を利用し、その追跡結果をもって確認してください。

また受付確認等の返信用封筒・葉書が同封されていた場合は破棄させていただきますので、あらかじめご了承ください。

提出(郵送)先：〒541-0056 大阪市中央区久太郎町4-1-3

阪神高速道路株式会社 経理部契約課

随時受付はインターネットで行うことはできません。

初回認定は平成29年5月1日となります。

(3) 認定までに要する期間

申請書類の受付後およそ45日以内です。

なお、有資格者の登録状況は、平成29年4月以降、弊社ホームページに掲載する『平成29～32年度有資格者名簿』によりご確認ください。

4. 業種

登録できる業種、その業種に登録できる者及び業務内容は、下表のとおりです。

	業種	業種	業務内容
1	測量	測量法(昭和24年法律第188号)第55条の規定による測量業者	航空測量、地上測量、水上測量、用地測量、その他
2	地質調査	地質調査業者登録規程(昭和52年建設省告示第718号)第2条の規定による地質調査業者等	地質調査、物理探査、土質調査、その他
3	土木設計	建設コンサルタント登録規程(昭和52年建設省告示第717号)第2条の規定による建設コンサルタント業者等	下部工、上部工鋼構造物、上部工コンクリート構造物、土木、トンネル、道路計画(設計)、その他の設計(監理、調査、企画、立案等を含む。)
4	建築等設計	建築士法(昭和25年法律第202号)第23条の規定による建築士事務所、建設コンサルタント登録規程第2条の規定による建設コンサルタント又は右欄の業務を行うにあたって必要な資格を有する業者等	建築、電気・電気通信、機械設備、造園、その他の設計(監理、調査、企画、立案等を含む。)
5	補償	補償コンサルタント登録規程(昭和59年建設省告示第1341号)第2条の規定による補償コンサルタント業者等	物件、機械工作物、営業補償・特殊補償、事業損失、補償関連、その他
6	その他業務	計量法(平成4年法律第51号)第107条の規定による計量証明事業者、土地家屋調査士法(昭和25年法律第228号)第8条の規定による土地家屋調査士、又は右欄の業務を行うにあたって必要な資格を有する業者等	地域計画、交通、環境、計算、データ処理、その他

5. 提出書類

定期受付の場合、国土交通省等インターネット一元受付により、既に申請を行っている方は、書類による申請は必要ありません。重複申請のないようご注意ください。

(1) 提出書類は、次のとおりです。部数は各1部です。

一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（測量・建設コンサルタント等）

・・・様式1-1、様式1-2、様式1-3

法律上営業に関する資格を必要とする業種にあってはその登録証明書（写し）

弊社が行った資格認定を確認できる書類

更新の場合に必要になります。

・H24年度までに資格認定された方・・・前回の資格認定通知書(写)

・H25年度以降に資格認定された方・・・弊社ホームページに掲載の「有資格者名簿で確認できるページを添付してください。

納税証明書（写し）

申請者が法人であるときは、登記事項証明書（写し）

直前2か年の営業年度に係る財務諸表

委任状（行政書士等が代理申請をする場合のみ）

代理申請する場合には、申請者本人（代表者）から申請代理人（行政書士等）への委任状の提出が必要です。委任状は、次の条件を満たすものの正本を提出してください。

（委任状の条件）・委任状の日付が申請日から3か月以内のもの。

- ・委任の範囲を具体的に記載していること。
- ・受任者が行政書士の場合には、行政書士の登録番号（行政書士証票の番号）の記載があること。
- ・委任者・受任者の住所、氏名の記載及び押印があること。

ただし申請書に代表者印がある場合はこの限りではありません。

[注]

申請者が次に掲げる者であるときは、それぞれ次に定める書類をもって、及びに掲げる書類に代えることができます。

- a 建設コンサルタント登録業者（建設コンサルタント登録規程第2条に規定する登録簿に登録を受けた者をいいます。）
 - ・建設コンサルタント登録規程第7条に規定する現況報告書の写し
- b 地質調査業者登録業者（地質調査業者登録規程第2条に規定する登録簿に登録を受けた者をいいます。）
 - ・地質調査業者登録規程第7条に規定する現況報告書の写し

- c 補償コンサルタント登録業者（補償コンサルタント登録規程第2条に規定する登録簿に登録を受けた者をいいます。）
・補償コンサルタント登録規程第7条に規定する現況報告書の写し
- (2) 登録証明書（写し）登記事項証明書（写し）
これらはそれぞれの発行官公署において定めた様式によるものとし、証明年月日が申請書提出日前3か月以内（測量業者登録証明書については6か月以内）のものを使用してください。
なお、これらの写しは鮮明かつ原寸大のものを提出してください。
- (3) 提出書類に不備等があった場合は、書類の受理はできません。後日、改めて提出いただくことになります。また、不要な書類につきましては返却致しかねますので十分ご注意願います。

6. 提出書類の記載要領

- (1) 提出書類の記載にあたっては、申請しようとする日の直前の営業年度の終了日（以下、「審査基準日」といいます。）の状況で記入してください。ただし、一般競争（指名競争）参加資格申請書（測量・建設コンサルタント等）の[05]から[13]までの項目については、申請日の状況で記入してください。
- (2) 一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（測量・建設コンサルタント等）
・・・様式1-1、1-2、1-3
この申請書は、本社（本店）で作成してください。したがって、[08]代表者氏名は本社（本店）の代表者となります。

01	1新規/2更新	該当する申請区分の番号(1又は2)に印を付してください。																																				
02	受付番号	何も記入しないでください。																																				
03	業者コード	更新の方のみ(過去に1度でも登録された方は全て)記入してください。新規の方は空欄にしてください。																																				
04	適格組合証明書	官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律(昭和41年法律第97号)第2条第1項第4号に該当する組合については、経済産業局長又は沖縄総合事務局長が発行する官公需適格組合証明書の取得年月日及び番号を記入してください。																																				
05	郵便番号	フリガナはカタカナを用いることとし、濁点及び半濁点は1文字として記入してください。 なお、株式会社等法人の種類を表す文字、都道府県名、地番、ビル名についてはフリガナは不要です。																																				
12	連絡先となる本支店・営業所等	都道府県名から記入してください。「丁目」及び「地番」の文字は「-」(ハイフン)を用いて記入してください。 電話番号及びFAX番号は、市外局番、市内局番及び番号との間は「-」(ハイフン)で区切って記入してください。																																				
06	住所	本店の住所を記入してください。																																				
07	商号又は名称	会社法人等の種類を表す文字は以下の略号を用いることとし、括弧()はそれぞれ1文字として記入してください。 なお、文字が欄の中に収まらない場合には適宜欄を追加してください。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>記号</th> <th>種類</th> <th>記号</th> <th>種類</th> <th>記号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>株式会社</td> <td>(株)</td> <td>共業組合</td> <td>(業)</td> <td>公益社団法人</td> <td>(公社)</td> </tr> <tr> <td>有限会社</td> <td>(有)</td> <td>企業組合</td> <td>(企)</td> <td>特例財団法人</td> <td>(特財)</td> </tr> <tr> <td>合資会社</td> <td>(資)</td> <td>一般財団法人</td> <td>(一財)</td> <td>特例社団法人</td> <td>(特社)</td> </tr> <tr> <td>合名会社</td> <td>(名)</td> <td>一般社財団法人</td> <td>(一社)</td> <td>合同会社</td> <td>(合)</td> </tr> <tr> <td>共同組合</td> <td>(同)</td> <td>公益財団法人</td> <td>(公財)</td> <td>有限責任事業組合</td> <td>(責)</td> </tr> </tbody> </table>	種類	記号	種類	記号	種類	記号	株式会社	(株)	共業組合	(業)	公益社団法人	(公社)	有限会社	(有)	企業組合	(企)	特例財団法人	(特財)	合資会社	(資)	一般財団法人	(一財)	特例社団法人	(特社)	合名会社	(名)	一般社財団法人	(一社)	合同会社	(合)	共同組合	(同)	公益財団法人	(公財)	有限責任事業組合	(責)
種類	記号	種類	記号	種類	記号																																	
株式会社	(株)	共業組合	(業)	公益社団法人	(公社)																																	
有限会社	(有)	企業組合	(企)	特例財団法人	(特財)																																	
合資会社	(資)	一般財団法人	(一財)	特例社団法人	(特社)																																	
合名会社	(名)	一般社財団法人	(一社)	合同会社	(合)																																	
共同組合	(同)	公益財団法人	(公財)	有限責任事業組合	(責)																																	
08	代表者氏名	氏名(フリガナを含む)については、姓と名前の間は1文字空けて記入してください。印鑑は、本社(本店)代表者の実印、使用印のいずれでも結構です。																																				
09	申請事務担当者氏名	(13)の代理人が代理申請をする場合、代表者印は不要です。)																																				
12	連絡先となる本支店・営業所等	当社からの連絡先となる本支店又は営業所等を記入してください。 なお、登記簿上の本店を連絡先とする場合は、記入しないでください。																																				
13	申請代理人	行政書士等が代理人として代理申請する場合に記載し、押印は申請代理人の印を押印してください。 ただし、委任状の受任者欄に押印した印と同一のものを使用してください。																																				
14	登録を受けている事業	<table border="1"> <tr> <td>測量業者</td> <td>測量法第55条による登録を受けている場合</td> </tr> <tr> <td>地質調査業者</td> <td>地質調査業者登録規程第2条による登録を受けている場合</td> </tr> <tr> <td>建設コンサルタント</td> <td>建設コンサルタント登録規程第2条による登録を受けている場合</td> </tr> <tr> <td>建築士事務所</td> <td>建築士法第23条による登録を受けている場合</td> </tr> <tr> <td>補償コンサルタント</td> <td>補償コンサルタント登録規程第2条による登録を受けている場合</td> </tr> <tr> <td>不動産鑑定業者</td> <td>不動産の鑑定評価に関する法律(昭和38年法律第152号)第22条による登録を受けている場合</td> </tr> <tr> <td>計量証明事業者</td> <td>測量法第107条による登録を受けている場合</td> </tr> <tr> <td>土地家屋調査士</td> <td>土地家屋調査士法第8条による登録を受けている場合(土地家屋調査士が2人以上所属しているときは、1人ののみについて記入してください。)</td> </tr> <tr> <td>司法書士</td> <td>司法書士法(昭和25年法律第197号)第8条による登録を受けている場合</td> </tr> <tr> <td>その他の登録を受けている場合</td> <td>登録事業名を空白の欄に記入</td> </tr> </table>	測量業者	測量法第55条による登録を受けている場合	地質調査業者	地質調査業者登録規程第2条による登録を受けている場合	建設コンサルタント	建設コンサルタント登録規程第2条による登録を受けている場合	建築士事務所	建築士法第23条による登録を受けている場合	補償コンサルタント	補償コンサルタント登録規程第2条による登録を受けている場合	不動産鑑定業者	不動産の鑑定評価に関する法律(昭和38年法律第152号)第22条による登録を受けている場合	計量証明事業者	測量法第107条による登録を受けている場合	土地家屋調査士	土地家屋調査士法第8条による登録を受けている場合(土地家屋調査士が2人以上所属しているときは、1人ののみについて記入してください。)	司法書士	司法書士法(昭和25年法律第197号)第8条による登録を受けている場合	その他の登録を受けている場合	登録事業名を空白の欄に記入																
測量業者	測量法第55条による登録を受けている場合																																					
地質調査業者	地質調査業者登録規程第2条による登録を受けている場合																																					
建設コンサルタント	建設コンサルタント登録規程第2条による登録を受けている場合																																					
建築士事務所	建築士法第23条による登録を受けている場合																																					
補償コンサルタント	補償コンサルタント登録規程第2条による登録を受けている場合																																					
不動産鑑定業者	不動産の鑑定評価に関する法律(昭和38年法律第152号)第22条による登録を受けている場合																																					
計量証明事業者	測量法第107条による登録を受けている場合																																					
土地家屋調査士	土地家屋調査士法第8条による登録を受けている場合(土地家屋調査士が2人以上所属しているときは、1人ののみについて記入してください。)																																					
司法書士	司法書士法(昭和25年法律第197号)第8条による登録を受けている場合																																					
その他の登録を受けている場合	登録事業名を空白の欄に記入																																					

15	希望業種		希望する業種の番号に印を付して下さい																																																				
測量等実績高	直前2年度分決算		直前1年度分決算の前の期の決算		消費税及び 地方消費税 を含まない 額	希望する業種についての み記入してください																																																	
	直前1年度分決算		審査基準日直前に確定した決算を含む 過去1年間の決算																																																				
	直前2か年間の年間平均実績高		の決算の合計を2で除した額 (千円未満四捨五入)																																																				
	実績業務の内容		基準日以前に実績日ある業務について対応する番号に 印を付けて下さい																																																				
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">希望業種</th> <th colspan="6" style="text-align: center;">実績業務の内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>測量</td> <td colspan="6">1 航空測量、2 地上測量、3 水上測量、4 用地測量、5 その他</td> </tr> <tr> <td>地質調査</td> <td colspan="6">6 地質調査、7 物理探査、8 土質調査、9 その他</td> </tr> <tr> <td>土木設計</td> <td colspan="6">10 下部工、11 上部鋼構造物、12 上部工コンクリート構造物、13 土木、 14 トンネル、15 道路計画(設計)、16 その他</td> </tr> <tr> <td>建築等設計</td> <td colspan="6">17 建築、18 電気・電気通信、19 機械設備、20 造園、21 その他</td> </tr> <tr> <td>補償</td> <td colspan="6">22 物件、23 機械工作物、24 営業補償・特殊補償、25 事業損失、 26 補償関連、27 その他</td> </tr> <tr> <td>その他業務</td> <td colspan="6">28 地域計画、29 交通、30 環境、31 計算、32 データ処理、33 その他</td> </tr> </tbody> </table>							希望業種	実績業務の内容						測量	1 航空測量、2 地上測量、3 水上測量、4 用地測量、5 その他						地質調査	6 地質調査、7 物理探査、8 土質調査、9 その他						土木設計	10 下部工、11 上部鋼構造物、12 上部工コンクリート構造物、13 土木、 14 トンネル、15 道路計画(設計)、16 その他						建築等設計	17 建築、18 電気・電気通信、19 機械設備、20 造園、21 その他						補償	22 物件、23 機械工作物、24 営業補償・特殊補償、25 事業損失、 26 補償関連、27 その他						その他業務	28 地域計画、29 交通、30 環境、31 計算、32 データ処理、33 その他				
希望業種	実績業務の内容																																																						
測量	1 航空測量、2 地上測量、3 水上測量、4 用地測量、5 その他																																																						
地質調査	6 地質調査、7 物理探査、8 土質調査、9 その他																																																						
土木設計	10 下部工、11 上部鋼構造物、12 上部工コンクリート構造物、13 土木、 14 トンネル、15 道路計画(設計)、16 その他																																																						
建築等設計	17 建築、18 電気・電気通信、19 機械設備、20 造園、21 その他																																																						
補償	22 物件、23 機械工作物、24 営業補償・特殊補償、25 事業損失、 26 補償関連、27 その他																																																						
その他業務	28 地域計画、29 交通、30 環境、31 計算、32 データ処理、33 その他																																																						

希望する業種以外の業種の実績高は「7(希望する業種以外)」の欄にその額を記入し、実績がない業種を希望する場合は「0」を記入して下さい

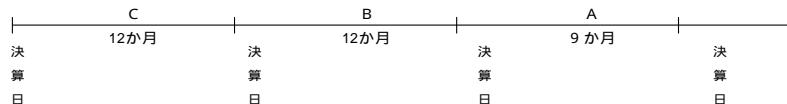
(例)直前2年間平均実績高
「測量」、「補償」、「その他業務」の3業種を希望し、それぞれ次のような実績の場合

「測量」	22,500,000円
「補償」	実績なし
「その他業務」	3,500,000円
(希望する業種以外)	800,000円

希望業種		直前2か年間の 年間平均実績高				
		(千円)				
測量		2	2	5	0	0
地質調査		1	1	1	1	1
土木設計		1	1	1	1	1
建築等設計		1	1	1	1	1
補償		1	1	1	1	0
その他業務		1	1	3	5	0
7(希望する業種以外)		1	1	1	8	0
合計		1	1	2	6	8

直前2カ年の間に創業や閉業年度の変更があった場合は、以下の例により算定して下さい。

(ア) 営業年度を変更したため、審査基準日の直前2カ年に含まれる各事業年度の月数が24か月に満たない場合



直前2カ年の各営業年度の合計月数……(A+B=21か月)

不足月数 24 - 21 = 3か月

$$\text{計算式 } \frac{A + B + (C \times \frac{3}{12})}{2} = \text{直前2か年間の年間平均実績高}$$

(イ)新規に営業を開始したことにより合計月数が24か月に満たない場合

各営業年度の実績高の合計額 × $\frac{1}{2}$ = 直前 2 か年間の年間平均実績高

(ウ)個人企業から法人企業に移行し、かつ、現企業と前企業とが同一性を保持していると認められる場合、又は他の企業を吸収合併した場合前企業又は吸収合併前の各企業の契約実績(ただし、現企業の主として請負う業種と同業種の契約実績に限ります。)も実績高に含めてください。

16	<p>自己資本額</p> <p>「株主資本」 払込資本金に新株式申込証拠金、資本剰余金、利益剰余金、自己株式申込証拠金を加え自己株式を減じた額を記入して下さい。 (有限会社である場合においては、出資払込金、出資申込証拠金の額) また、外資系企業の場合には、「 株主資本」欄の合計欄の上段()内に外国資本の額を内数で記入して下さい。 組合にあっては組合の基本財産と組合員の払込資本金に利益剰余金を加えた額の合計額を記入して下さい。 個人にあっては、「 計」欄に、純資産合計(期首資本金 + 事業主利益 + 事業主借勘定 - 事業主貸勘定)の額を記入して下さい。</p>
	<p>「評価・換算差額等」 その他有価証券評価差額金、繰延ヘッジ損益、土地再評価差額金があった場合には、その合計の額を記入して下さい。</p> <p>「新株予約権」 新株予約権があった場合には、その合計の額を記入して下さい。</p> <p>個人にあっては、「 計」欄に、純資産合計(期首資本金 + 事業主利益 + 事業主借勘定 - 事業主貸勘定)の額を記入して下さい。</p>
17	<p>外資状況</p> <p>外資系企業(日本国籍会社を含みます。)の場合に、該当する会社区分の番号(1, 2, 3のいずれか)に「 」印を付すとともに、()内に外国名を、()内に当該国の資本の比率をそれぞれ記入して下さい。なお、「2 日本国籍会社(比率100%)」とは100%外国資本の会社を、「3 日本国籍会社」とは一部外国資本の会社をそれぞれいいます。</p>

18 営業年数等	<p>「営業年数」の欄には、競争参加資格希望業種に係る事業の開始日(2業種以上のときは最も早い開始日)から審査基準日までの期間から、当該事業で中断した期間を控除した期間(1年未満の端数は、これを切り捨てます。)を右詰めで記入してください。</p> <p>なお、組織変更、家業相続等が行われ、かつ、現企業と前企業が同一性を保持していると認められる場合は、前企業の創業時とすることができます。また、吸収合併の場合には、存続会社の営業年数とし、新設合併の場合は消滅会社の営業年数の算術平均により得た値によるものとします。</p>
19 常勤職員数	<p>「技術職員」及び「事務職員」 申請しようとする日の直前の営業年度の最終日において常時雇用している従業員のうち専ら測量等業務に従事している職員の数を記入して下さい。</p> <p>「その他の職員」 、 以外の職員の数を記入して下さい。</p> <p>「計」 法人にあっては常勤役員を含めたものを、個人にあっては事業主を含めたものをそれぞれ記入してください。</p> <p>「役職員等」 常勤役員又は事業主の数を内数で記入して下さい。</p> <p>なお、本項における「常勤雇用」及び「常勤」とは、申請者に従事し、かつ客観的な判断事項(定期・定額給与の支払対象者、社会保険料の納付対象者であること等)を有することをいいます。</p> <p>本項の各欄の数字は右詰とします。</p>
20 有資格者数	<p>該当する資格等について、申請しようとする日の直前の営業年度の終了日における該当者の人数を記入(各欄の数字は右詰めとします。)してください。</p> <p>なお、1人で2以上の資格を有している者がある場合は、重複して計上してください。ただし、同一人が1・2級、士・士補の資格を有している場合は上位のもののみ計上してください。1級建築士の免許を受けている者が、構造設計1級建築士証又は設備設計1級建築士証の交付を受けている者である場合は、1級建築士欄には計上しないでください。構造設計、設備設計両方交付されている者は、それぞれ重複して記入してください。</p> <p>また、同欄中、「公共用地経験者」の欄には、官公庁等に勤務し、公共用地の取得業務に従事した実績のある者で、その実務経験が10年以上の者の数を記入してください。</p>

(3) 納税証明書の写し

納税証明書の様式

次の様式(写し)を提出してください。

様式	証明の内容	個人	法人
国税通則法施行規則別紙第9号書式(その3の2)	「申告所得税及び復興特別所得税」、「消費税及び地方消費税」について未納の税額のないことの証明書		
国税通則法施行規則別紙第9号書式(その3の3)	「法人税」、「消費税及び地方消費税」について未納の税額のないことの証明書		

有効な納税証明年月日

申請の際に、証明年月日が申請書提出日から3か月以内に発行された納税証明書の写しを添付してください。

7. 有資格者の認定について

- (1) 有資格者として認定されたときは、弊社ホームページに掲載します。
- (2) 審査の結果、有資格者として認定できない場合は、その旨を通知します。
- (3) 有資格者としての期間は、資格認定の日から平成33年3月31日までとします。

- (4) 提出書類中、様式 1-2 の 14 ~ 16 、様式 1 - 3 の 18 ~ 20 については、書類提出後の変更、修正はできません。なお、資格登録後、17 の の希望業種を追加すること、取下げることは可能です。
- (5) 個人から法人、法人から個人へ組織を変更する場合は、新たに競争参加資格の申請が必要になります。
- (6) 提出書類に虚偽の申告をした場合は、競争参加資格の取消し又は競争参加停止要領に基づく競争参加停止の措置を講ずることがあります。

8 . 申請書類記載情報の取り扱い

弊社は、競争参加資格申請により知り得た情報（個人情報を含む）を競争参加資格の審査以外の目的には使用しません。

なお、有資格業者名簿情報は業務等の発注を目的として阪神高速グループにおいて共同利用することがあります。

第3編 お問い合わせ先について

提出書類の受付、記載方法等で不明な点があるときは、次のところにお問い合わせください。

1. インターネット一元受付にかかるヘルプデスク

【開設期間】 平成28年11月1日～平成29年1月13日

【測量・建設コンサルタント等 / 電話番号】 022-796-4565

2. 上記以外 阪神高速道路株式会社経理部契約課

〒541-0056

大阪市中央区久太郎町4-1-3

06-6252-8121(代)

【受付日】 土曜日、日曜日、祝日及び年末年始(12月29日～1月3日)を除く毎日

【受付時間】 午前10時00分～午前12時
午後12時00分～午後 5時

第4編 【参考】提出書類の記入方法等

【記入例】

当社に初めて登録する場合は「1」に、業種を問わず過去に一度でも登録がある場合は「2」にして下さい

更新の方のみ記入して下さい

官公需適格組合証明書の取得年月日及び番号を記入して下さい(該当者のみ記入)

提出年月日をご記入下さい

左詰で都道府県から記入して下さい
「丁目」「番地」は「-」(ハイフン)で記入して下さい
フリガナはカタカナを用い、濁点及び半濁点は文字として記入して下さい
法人を表す文字は、作成の手引き9ページをご覧下さい
かつて「()」はそれそれ1も2として記入して下さい

当社に初めて登録する場合は「1」に、業種を問わず過去に一度でも登録がある場合は「2」にして下さい

更新の方のみ記入して下さい

官公需適格組合証明書の取得年月日及び番号を記入して下さい(該当者のみ記入)

提出年月日をご記入下さい

本社(店)について、登記上の住所地と実際の所在地が異なる場合は、このあたりに登記上の所在地を記入して下さい

代表者の実印、使用印を押印して下さい
(代理申請する場合は必要ありません)

印

申請事務担当者氏名・電話番号を記入して下さい
氏名は漢字、フリガナともに姓と名の間を1マス空けて記入して下さい

行政書士等が代理申請する場合にのみご記入下さい

欄については、記載しないこと。

01 02受付番号 03業者コード 04適格組合証明第

01 1 新規
2 更新

02受付番号

03業者コード 9 9 9 9 9

04適格組合証明第 平成 年 月 日
号

05 郵便番号 5 4 1 0 0 5 6
フリガナ

06 住所 大阪府 大阪市中央区久太郎町 4-1-3 大阪御堂筋ビル
フリガナ

07 商号又は名称 阪神高速道路(株)
フリガナ

08 代表者氏名 代表取締役
フリガナ

09 申請事務担当者氏名 京都花子
フリガナ

10 本社(本店)電話番号 0 6 - 0 0 0 0 - 0 0 0 0
11 本社(本店)FAX番号 0 6 - 0 0 0 0 - 0 0 0 0

12 連絡先となる本支店・営業所等(連絡先が登記簿上の本店となる場合は記入しないで下さい。)
郵便番号 5 5 0 0 0 1 1
フリガナ

住所 大阪府 大阪市西区阿波座 1-3-1 5
フリガナ

支店・営業所名 建設事業本部
電話番号 0 6 - 0 0 0 0 - 0 0 0 0
FAX番号 0 6 - 0 0 0 0 - 0 0 0 0

(13) 代理申請時使用欄
13 申請代理人 申請代理人郵便番号 -
申請代理人住所 大阪市中央区久太郎町 - -
申請代理人氏名 高速 太郎
申請代理人電話番号 06-0000-0000
印

【記入例】

様式 1-2

14 登録等を受けている事業

登録事業名	登録番号	登録年月日	登録事業名	登録番号	登録年月日	登録事業名	登録番号	登録年月日
測量業者	第 号	年 月 日	地質調査業者	質00第00000号	年 月 日	建設コンサルタント	建00第00000号	年 月 日
建築土事務所	第00000号	年 月 日	計量証明事業者(濃度)	第 号	年 月 日	計量証明事業者(音圧レベル)	第 号	年 月 日
土地家屋調査士	第 号	年 月 日	補償コンサルタント	第 号	年 月 日	不動産鑑定業者	第 号	年 月 日
司法書士	第 号	年 月 日		第 号	年 月 日		第 号	年 月 日

15 測量等実績高

希望業種 申請を希望する 業種の番号に印	直前2年 度分決算 (千円)	直前1年 度分決算 (千円)	直前2ヵ年間の 年間平均実績高 (千円)								実績業務の内容																									
			1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	
1 测量									1	2	3	4	5																							
2 地質調査	5,000	6,000					5	5	0	0	6	7	8	9																						
3 土木設計												10	11	12	13	14	15	16																		
4 建築等設計	3,000	3,500				3	2	5	0	17	18	19	20	21																						
5 補償										22	23	24	25	26	27																					
6 その他業務									28	29	30	31	32	33																						
7 (希望する業種以外)																																				
合計	8,000	9,500				8	7	5	0																											

~ の金額はいずれも消費税を含まない額を記載してください。

16 自己資本額

区分	直前決算時							
(うち外國資本)	(千円)							
株主資本	(1 0 0 0)							
評価・換算差額等								
新株予約権								
計	(1 0 0 0)							

実績のある業務内容に対応する番号に をして下さい
「第2編 6」を参照下さい

【記入例】

様式 1-3

17 外資状況

1 外 国 籍 会 社	3 日 本 国 籍 会 社
[国名:]	[国名:]
2 日 本 国 籍 会 社	(外資比率 : %)
[国名:]	[国名:]
(外資比率 : 100%)	(外資比率 : %)

18 営業年数等

創 業	S63 年 4 月 1 日
休業又は転(廢)業	H2 年 4 月 1 日から
の期間	H3 年 3 月 31 日まで
現 組 織 への 変 更	H5 年 4 月 1 日
営 業 年 数	2 5 (年)

謄本と相違して
いる場合は確
認できる書類
(HPなど)を提
出して下さい

19 常勤職員の数(人)

技 術 職 員	事 務 職 員	そ の 他 の 職 員	計	役職員等
	2 0	1 0	5	3 5 7

は の内数

20 有資格者数(人)

構造設計 一級建築士	設備設計 一級建築士	一級建築士	二級建築士	建築設備士	建築積算 資 格 者	一級土木施 工管理技士	二級土木施 工管理技士	一級建築施 工管理技士	二級建築施 工管理技士	一級造園施 工管理技士	
			2	1				1	2		
二級造園施 工管理技士	一級電気工事施 工管理技士	二級電気工事施 工管理技士	一級管工事 施工管理技士	二級管工事 施工管理技士	測 量 士	測 量 士 补	環 境 計 量 士	不 動 產 鑑 定 士	不 動 產 鑑 定 士 补		
技 術 士											
総 合 技 術 監 理 部 門 (地質を除く対象 科目)	森 林 部 門	上 下 水 道 部 門	電 気 電 子 部 門	機 械 部 門	情 報 工 学 部 門	地 質 調 査	水 産 部 門	衛 生 工 学 部 門	応 用 理 学 部 門	総 合 技 術 監 理 部 門 (地質調査)	
						2					
技 術 士											
建 設 部 門	農 業 部 門										
第一種電気 主任技術者	伝送交換 主任技術者	線 路 主任技術者	A P E C エンジニア	R C C M	地 質 調 査 技 士	補 償 業 務 管 理 士	公 共 用 地 経 驗 者	土 地 家 屋 調 査 士	司 法 書 士	第一級陸上 無線技術士	
					2						

○提出する際の注意点

(インターネット一元受付を除く)

- ・申請書類は日本語で記入してください。外国語を使用した書類がある場合には、日本語による訳文を添付してください。
- ・申請書類を順番どおりに揃えて提出してください。
- ・郵送された書類に不備・不明な点があった場合には、再提出して頂くことがありますので、ご注意下さい。
- ・ホッチキス止めはしないでください。

(例示)

⑦委任状

⑥財務諸表

⑤納税証明書(写)

④前回の資格認定通知書(写)

(H24年度までに資格認定された方)

又は、当社HPに掲載の「有資格者名簿」で確認できるページ

(H25年度以降に資格認定された方)

③登録証明書(写)

②登記事項証明書(写)

①参加資格審査申請書